

令和7年度宮崎県ごみ処理長期広域化・集約化計画策定のための調査業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

令和7年度宮崎県ごみ処理長期広域化・集約化計画策定のための調査業務委託の受託者を決定する企画提案競技（プロポーザル方式）の実施について、必要な事項を定める。

2 委託の内容

別紙「令和7年度宮崎県ごみ処理長期広域化・集約化計画策定のための調査業務委託仕様書」のとおり。

3 委託金額の上限

14,077,525円（消費税及び地方消費税を含む。）
委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託の期間

契約締結の日から令和8年3月18日まで

5 参加資格要件

次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 「物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、サービス（役務の提供）に関する業務で、種目が「U-04：調査・研究・検査」である者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (5) 県税に未納がない者
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1) 公告 | 令和7年7月 4日 (金) |
| (2) 事前説明会 | 実施しない |
| (3) 参加申込み締切 | 令和7年7月18日 (金) 午後5時 (必着) |
| (4) 質問受付締切 | 令和7年7月22日 (火) |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和7年7月29日 (火) 午後5時 (必着) |
| (6) 審査結果の通知 | 令和7年8月 4日 (月) まで (予定) |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙1）を提出するものとする。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和7年7月18日 (金) 午後5時必着

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(2) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて提案を行うこと。

ア 業務実施方針（調査の目的、効果、訴求ポイント等）

イ 業務実施人員体制表（人数等）

ウ 作業工程、スケジュール案

② 提出書類

ア 企画提案書（7部）

- ・ 提出する企画提案は、1者1案のみとする。
- ・ 書式はA4判（一部A3版を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入すること。
- ・ 縦置き、横置きは自由とするが、混在は不可。
- ・ フォントは12ポイントを基本とする。

イ 見積書（7部：原本1部、写し6部）

- ・ 仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ 宛先は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ・ 内訳は税抜き表示とする。

ウ 会社概要及び本業務と同様の業務実績一覧（7部）

エ 誓約書（１部）

- ・別紙２により提出すること。

③ 提出先

下記１２を参照

④ 提出期限

令和７年７月２９日（火）午後５時必着

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(3) 質問等

企画提案競技及び仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙３）を提出すること。

① 提出先

下記１２を参照

② 提出期限

令和７年７月２２日（火）

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(4) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

① 内容構成功率

- ・業務の趣旨や目的等を十分に理解しているか。
- ・仕様書を踏まえた内容で目的が達成される企画となっているか。
- ・計画的な業務スケジュールとなっているか。

② 独創性

- ・提案内容に新しいアイデアが提案されているか。

③ 運営体制

- ・業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。

④ 経済性

- ・配点×全参加者の最低入札額／本提案者の見積額により加算する。

⑤ 実績

- ・本業務を受託するにふさわしい同程度の業務実績や熟練度があるか。

(5) 選定方法

提案書、見積書等について、複数の審査員が書類審査を行い、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(6) 審査の通知

令和7年8月4日（月）までに、採択・不採択にかかわらず書面にて通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出先及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（県庁7号館3階）

(2) 担当 宮崎県環境森林部循環社会推進課 企画・リサイクル担当

(3) 連絡先 電話番号 0985-26-7081

ファックス番号 0985-22-9314

メールアドレス junkansuishin@pref.miyazaki.lg.jp